



住民課からのお知らせ

「ハチにご注意ください！」

気温の上昇とともに春から秋にかけてハチの活動も始まっています。7月から9月にかけて、ハチの数も増え、軒下や庭木、土の中、時には廃タイヤの中などにも巣を作ります。

ハチは気温が高くなると活動が活発になるため、巣に近づいたり刺激を与えると刺される原因になります。ハチ（特にスズメバチ）に刺される事故は、毎年夏から秋にかけて発生しています。生態を知つて落着いて対処しましょう。

▼ハチの巣を見つけたら

専用の防護服を着用しないでハチの巣を駆除することは大変危険ですので、自宅敷地内等で巣を発見した場合は自分で駆除しようとせず、町で駆除処理を委託している「剣淵建設企業組合」又は住民課環境生活グループまでご連絡をお願いします。

▼ハチに刺されたらすぐに手当てを

①まずは姿勢を低くしてすぐにそ の場から離れましょう。

※ハチの毒には化学物質が含まれており、周囲のハチを刺激し集中

的に攻撃してくる場合があります。

②刺された部分を血がにじむくらい指でしぼって毒を出し、水で洗い流した後は氷などで冷やしながら病院に行きましょう。

※毒は口で吸い出してはいけません。口に傷があるとそこから毒が入ります。

③過去にハチに刺されたことのある人やアレルギー体質の人は、呼吸困難、顔面蒼白、発疹、吐き気、激しい悪寒などのショック症状が出る場合もあります。

そのような場合は、対応が遅れると大変危険ですので、救急車などを利用し、直ちに病院で治療を受けましょう。

▼ファンの後始末はお忘れなく！

ファンの後始末は、飼い主の最低限のマナーです。散歩中にファンをしても後始末をしないと、不衛生な環境となり、悪臭や害虫の発生となり、さらには感染症の発生源になることもあります。

◇お問い合わせ先

剣淵建設企業組合

☎ 34-12145

住民課環境生活グループ

☎ 26-19026

◆犬を飼うための

ルールとマナー

▼最後まで愛情と

責任を持つて飼いましょう。

飼主は、ペットを飼い始めたら、ペットがその命を終えるまで、愛情を持って適正にお世話をしまし

ょう。また、不妊・去勢手術をしきちゃんと世話ができる頭数を飼いましょう。

▼迷子札などで飼い主がわかるようにしましょう。

大きな音で驚いてしまい、散歩中にリードが外れることで迷子になることがあります。万が一に備え、飼い主の連絡先を書いた迷子札を着けましょう。

また、ペットがいなくなつた場合は、保健所などへ連絡しておきましょう。

▼ファンの後始末はお忘れなく！

ファンの後始末は、飼い主の最低限のマナーです。散歩中にファンをしても後始末をしないと、不衛生な環境となり、悪臭や害虫の発生となり、さらには感染症の発生源になることもあります。

◆剣淵町基幹相談支援センターの開設について

健康福祉課からのお知らせ

令和6年4月、社会福祉法人剣渕北斗会が剣淵町からの委託を受け、「地域交流館」として、障がいのある方やその家族のための総合相談窓口となる「基幹相談支援センター」を開設しました。基幹相談支援センターは、「住み慣れた家でずっと暮らしたい」「働きたいけど不安がある」などさまざまな困りごとについてお話を伺い、解決に向けて各関係機関と共にどのように対応すれば良いのかを一緒に考えていくことを目的に開設されました。

一人で悩まずにお気軽にご相談ください。

①ペットの飼育する場所（環境）が不衛生であったり、人に迷惑がかかっている場合は、剣淵町畜犬取締及び野犬掃討条例第10条の規定により5万円以下の罰金又は科料に処される可能性があります。飼育する場所や散歩コースでは、他の人に迷惑とならないよう

「働きたいけど不安がある」など慣れた家でずっと暮らしたい」「働きたいけど不安がある」などさまざまな困りごとについてお話を伺い、解決に向けて各関係機関と共にどのように対応すれば良いのかを一緒に考えていくことを目的に開設されました。

リードは愛犬の「命綱」です。リードを着用せずに犬を散歩する

お知らせ



▼場所 剣淵町緑町7番3号
地域交流館でとて

◇お問い合わせ先

剣淵町基幹相談支援センター
(社会福祉法人剣淵北斗会)

☎ 26-17077

健康新課福祉介護グループ
☎ 34-3955

△地域相談員・障がい者

相談員を紹介します

地域相談員及び障がい者相談員は、障がい者に対する虐待、差別などの不利益な扱い、地域で暮らす障がい者の生活に関する相談に応じ、必要な助言を行うとともに関係機関に情報提供を行います。

相談は無料で、相談の内容など秘密は固く守られますので、お気軽に相談ください。

▼地域相談員

身体障害者相談員

佐藤 明美(元町421番地)
☎ 34-3797

知的障害者相談員

平川 覚(西町13番1号)
☎ 080-5588-9314

◇お問い合わせ先

健康新課福祉介護グループ
☎ 34-3955

△高齢者肺炎球菌ワクチンの接種費用の助成について

令和7年度より費用助成対象者が変わります。令和7年4月1日から、65歳の誕生日を迎えた日から翌年の誕生日の前日までの1年間のみ助成の対象となります。

65歳以上の方でまだ接種がお済でない方は、今年度中の接種をご検討ください。

▼対象者

65歳以上の町民

▼助成対象

町内又は町外医療機関で接種した高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用

▼助成額

一人1回につき3,000円を上限に助成

▼申請方法

1. 町立診療所で接種する場合

必ず保険証をご持参いただき、接種費用から助成額を差し引いた額3,500円をお支払いください。申請書等は必要ありません。

△SNSを介した投資やロマンス詐欺が急増しています

北海道警察からのお知らせ

北海道内において、SNSを介した投資・ロマンス詐欺の被害額が7億7,900万円(令和6年3月末時点)となり、昨年1年間の被害額を既に上回る危機的状況となっています。

この詐欺の手法は、SNSやウェブサイト上の著名人を装った偽の投資広告などからLINEなどのSNSチャットへと移行し、投資と称してお金を振り込ませるのが主な手口です。

希望される方は、事前に町立診療所(☎ 34-2030)にご予約ください。

2. 町外医療機関で接種する場合

接種後、領収書(高齢者肺炎球菌予防接種を受けたことがわかる

もの)、接種済カードなどの証明書(持っている方のみ)、保険証、印鑑、通帳等(振込先を確認できるもの)をご持参し、健康福祉窓口にて申請手続きをしてください。

△お問い合わせ先

北海道警察サイバーセキュリティ対策本部
☎ 011-251-0110

△薬物乱用防止!

薬物、ダメ。ゼッタイ。△

覚醒剤や大麻などの薬物を乱用すると、身体や精神がボロボロになり、記憶障害や人格変化により以前と同様の生活を続けることができなくなるばかりか、場合によっては死に至ることもあります。

また、薬物乱用は周囲の大切な人を巻き込むこととなるだけでなく、幻覚や妄想による殺人、薬物の購入代金欲しさによる強盗や窃盗、重大な交通事故など取り返しのつかない事件につながるおそれがあり、社会全体に被害を与える。

昨今、SNSなどにおいて、依存性や危険性はないというような誤った情報が見受けられますが、大麻を含めて一度でも違法薬物に手を出してしまって、その強い依

お金を振り込まずに家族や警察相談専用ダイヤル「#9110」に相談してください。

△お問い合わせ先

北海道警察サイバーセキュリティ対策本部
☎ 011-251-0110

お知らせ



所得税の確定申告書を提出する
必要がある方又は一定の所得税の
還付申告書を提出することができます
ので、次の①及び②を満たす方
①その年分の退職所得を除く各種
所得金額の合計額が2,000万円
を超えること

△財産債務調書制度及び国外財産
調査制度が改正されました

令和4年度税制改正において、令
和5年分以後の財産債務調書等の
提出義務者・提出期限について、次
のとおり改正されました。

なお、令和5年分の財産債務調書
等の提出期限は、令和6年7月1日
(月)です。

△お問い合わせ先
名寄税務署総務課
☎ 01654-4-1009

△財産債務調査制度
薬物に関するご相談は、土別
警察署までお寄せください。

△お問い合わせ先
土別警察署☎ 23-01110

警察署までお寄せください。
キッパリと断り、その場を離れる
ことが大切です。

薬物に関するご相談は、土別
警察署までお寄せください。



◇お問い合わせ
自衛隊旭川地方協力本部名寄出張所
☎ 01654-2-3921

	自衛官候補生(男子・女子)	一般曹候補生(男子・女子)
応募資格	18歳以上33歳未満 (令和7年4月1日現在)	18歳以上33歳未満 (令和7年4月1日現在)
受付期間	受付中～令和6年6月27日(木)締切 ※6月以降の試験も随時受け付けております。	受付中～令和6年9月3日(火)締切 ※9月以降の試験も随時受け付けております。
試験日	令和6年7月7日(日)・8日(月) ※いずれか1日を指定できます。	令和6年9月18日(水)
会場	細部受付時にお知らせいたします。	

自衛隊旭川地方協力本部から
自衛官募集についてのお知らせ

次のうきは、4月16日から5月15
日までに届け出のあつたものです。



おくやみ

西原町 石井 公子さん (66歳)
西原町 磯川マサ子さん (98歳)
西原町 佐々木徳司さん (71歳)



感謝の窓

☆ 次の方から社会福祉協議会に
ご寄付をいただきました。厚くお
礼申し上げます。

【生前のご厚志に感謝して】
内 「令和6年度調理師試験につい
て」で文章が欠落していました
ので、次とおり文章を追加訂正
し、お詫び申し上げます。
追加文章：「年以上調理の業務に從
事した者」を追加

【訂正とお詫び】
令和6年5月号10頁「お知らせ」
内 「令和6年度調理師試験につい
て」で文章が欠落していました
ので、次とおり文章を追加訂正
し、お詫び申し上げます。
追加文章：「年以上調理の業務に從
事した者」を追加